■　有　機　溶　剤　健　康　診　断　の　受　診　方　法　■

○　４０歳以上で江東区国民健康保険、または後期高齢者医療制度に加入の方は、「有機溶剤健康診断」を、江東区が実施する「健康診査」と同時に受診することができます。

○　江東区在住で３９歳以下の方及び、他県在住で江東区に作業場のある方（通い職人）は、「有機溶剤健康診断」のみのご案内となります。

<table>
<tr><th></th><th>有機溶剤健診（東京都実施）</th><th>健康診査（江東区実施）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">40歳以上
の方の
受診方法

令和9年3月31日
現在の年齢</td><td colspan="2">有機溶剤健診と健康診査が同時に受診できます。

同時受診の方法
1 受診できるのは、令和8年6月21日から令和9年2月20日までです。
2 健診対象者には江東区から「受診券」・「質問票」が送付されます。（6月中旬ごろ）
3 東京都の受診票と江東区の受診券・質問票がそろったら「指定医療機関（→p4）」に受診日を予約。この時「有機溶剤健診」と「健康診査」を同時に受診することを伝えてください。（同時受診が可能か医療機関に確認をしてください）
4 受診当日は、①・③に必要事項を記入して、②・④とともに指定医療機関へ持参してください。
①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」（東京都から送付したピンク色の用紙）
②「健康診査受診券」（江東区から送付されます）
③「江東区『健康診査』質問票」または「江東区『後期高齢者健康診査』質問票」（江東区から送付されます）
④ 国民健康保険（又は後期高齢者医療保険）加入者であることがわかるもの（マイナ保険証、資格確認書など）</td></tr>
<tr><td colspan="2">別々の受診方法</td></tr>
<tr><td></td><td>指定医療機関（→p4）で、予約してください。
上記の期間にかかわらず、令和9年3月31日まで受診できます。</td><td>江東区の「健康診査」を受診してください。
健診対象者には、江東区から「受診券」「質問票」が送付されます。
受診期間：令和8年6月21日から
令和9年2月20日まで</td></tr>
</table>

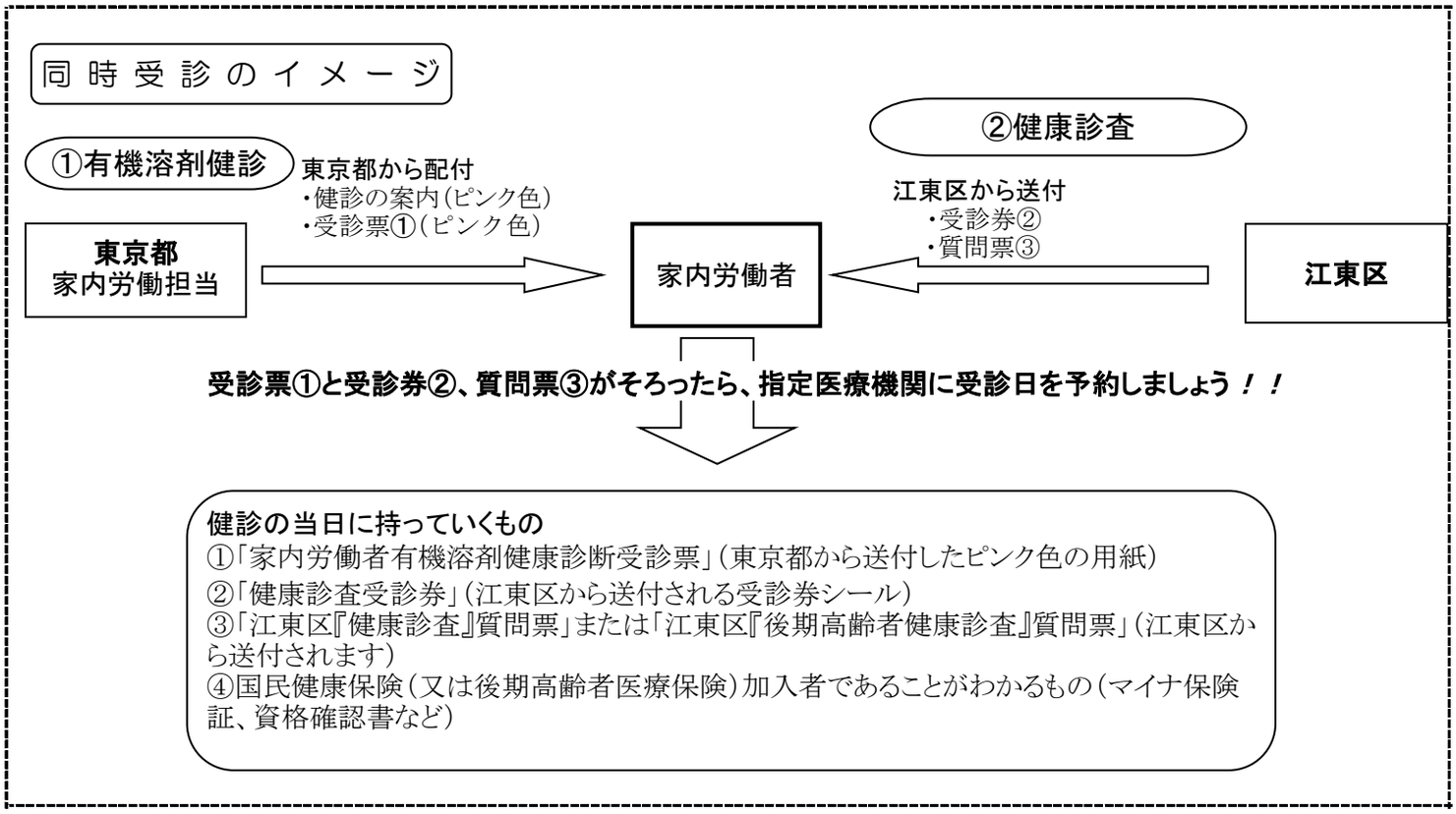

	有機溶剤健診（東京都実施）
39歳以下の方の受診方法	指定医療機関（→p4）で、予約してください。 令和9年3月31日まで受診できます。

	有機溶剤健診（東京都実施）	健康診断（お住まいの区市町村実施）
他県在住で、	有機溶剤健診が受診できます。	
江東区に作業場がある方の受診方法	指定医療機関（→p4）で、予約してください。 令和9年3月31日まで受診できます。	「健康診査」「がん検診」については、 お住まいの区市町村にお問い合わせください。